

令和4年度下仁田町創業支援事業補助金 創業・第2創業を応援します

募集期間

令和4年4月1日（金）から12月9日（金）まで

補助対象者

町内で創業または第2創業※1をする者で、次のすべてに該当。

①町民、または町民を代表者とする町内に所在する法人。

※町民を1年以上雇用する見込みがある場合は、この限りではありません。

②創業する事業を5年以上継続して事業をおこなう見込みがあること。（条件あり）

③特定創業支援等事業※2による支援を受けている、または受ける予定があること。（第2創業を除く）

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、本事業の対象となりません。

- ・創業しようとする事業が町が定める業種に該当している場合
- ・町税などに滞納がある場合
- ・その他町長が適当でない判断する事業を実施しようとする場合

補助対象事業

創業に要する経費のうち、以下の表に該当する事業（申請前に実施したものは除く）

補助対象経費	事業内容	補助対象経費
事業所開設支援事業	事業所等開設に要する経費への補助	・事業所の購入等 ・事業所等の開設に係る設備、備品の購入費 ・事業所等改修費
事業所等賃貸借事業	事業所等の賃借に要する経費への補助	事業所の月額賃借料（駐車場を含む） ※貸主が補助対象者の三親等内の親族である場合を除く。

※事業所の改修については、町内の施工業者に限ります。

※事業所等賃貸借事業の対象期間は、事業開始月から12か月を上限とします。

補助金額【補助率：2分の1以内】

事業所開設支援事業	上限額100万円
事業所等賃貸借事業	上限額月額3万円

※1 創業とは、産業競争力強化法第2条第23項に規定する創業をいいます。第2創業は、事業承継及び新事業・新分野へ進出する事業が対象になります。ただし、新規事業にあたらぬ事業承継は対象外です。

※2 特定創業支援等事業とは、創業希望者に対して行う継続的な支援で、「経営」「財務」「人材育成」「販路拡大」などの知識が身につく事業。下仁田町では、下仁田町商工会、群馬県商工会連合会またはしのめ信用金庫、群馬銀行、群馬県信用組合が行う特定創業支援等事業による支援を受ける必要があります。事業完了後、受講者からの申請により、町が特定創業支援事業を受けた証明を発行します。補助金申請にこの証明書が必要です。

※申請時に支援を受けていない場合、町が定める期間までに支援を受けることで、補助対象者となります。

≪申請・お問合せ先≫ ※申請等に必要な書類やお手続きなどお気軽にお問合せください。

下仁田町役場商工観光課 商工観光係 電話：0274-64-8805（直通）